

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の 施行に伴う休日保育等の対応について

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）の施行により、本年4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日となる（ただし保育所等においては通常土曜日は開所のため、最大9日連続の休日）。

- また、同法の参議院内閣委員会附帯決議において、「当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業者ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応がとられること」について適切な措置を講ずるべきである、とされている。

参議院内閣委員会附帯決議（平成30年12月6日）

本法の施行により、来年の四月二十七日から五月六日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間に渡る休日に歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業者ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること

1 休日に常態的に保育を必要とする子どもについて

休日等（日曜、国民の祝日及び休日をいう。以下同じ。）に常態的に保育を必要とする子どもについては、通常、休日保育を実施している保育所において、休日等も保育を提供しているところ、今般の10連休においても同様に対応することとなる。

2 今般の10連休に限り、保育を必要とする子どもについて

今般の10連休においては、通常の休日等に勤務を必要としない保護者であっても、休日が長期にわたることから出勤が必要となる場合が想定される。

こうした保護者の子どもについては、休日等に常態的に保育を必要としない子どもが通常の休日において一次的に保育を必要とする場合の対応と同様に、10連休においても一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）により対応することとなる。

ただし、今般の10連休においては、通常の休日等よりも多くの一時的な保育ニーズが生じる可能性があることから、地域の実情に応じて、必要な保育ニーズを充足できるよう、遺漏なき対応を図りたい。

国においても円滑な対応が可能となるような運用上の工夫を検討しており、その内容について追ってお知らせすることとする。

休日保育加算について

公定価格上、保育所の開所日は月曜日～土曜日の週6日が原則とされていることから、休日に保育を行う場合には、休日保育加算を算定することができる。

休日保育加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

- （ア）休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。
- （イ）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及び附則第94条から第97条まで、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
- （ウ）対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- （エ）対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること

一時預かり事業について

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	一般型	幼稚園型	幼稚園型	余裕活用品	居宅訪問型	地域密着型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児 で、 教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ひとり親家庭等 で、 保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 離島その他の地域 において、 保護者が一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園(新制度園及び私学助成園) 認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準を遵守 。				「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて行う 。	
実施要件	職員配置					
	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とする事ができる。 一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				研修を修了した 保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	
実施か所数(H29年度)	9,216か所	5,309か所	—	500か所	0か所	(一般型の内数)